

議第71号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例  
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。  
別表第1 京都市山王児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 祥 豊 児 童 館	京都市南区吉祥院三ノ宮町106番地
-----------------	-------------------

別表第1 京都市桂徳児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 川 岡 東 児 童 館	京都市西京区下津林東大般若町44番地
-------------------	--------------------

別表第1 京都市藤城児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 桃 山 東 児 童 館	京都市伏見区桃山町伊庭16番地
-------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市祥豊児童館、京都市川岡東児童館及び京

都市桃山東児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 提案理由

京都市祥豊児童館、京都市川岡東児童館及び京都市桃山東児童館を設置する必要があるので提案する。